

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公開番号】特開2005-122734(P2005-122734A)

【公開日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2005-018

【出願番号】特願2004-296162(P2004-296162)

【国際特許分類】

G 08 C 19/00 (2006.01)

G 01 K 1/08 (2006.01)

【F I】

G 08 C 19/00 J

G 01 K 1/08 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月7日(2008.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

この接続ヘッドのサイズ制限は、送信機内で有効なリード線接続のタイプに厳しい制約を置く。従来、端子ブロックは、センサ、通信及び／又は電力リード線自身を送信機の電子機器に接続するのに使用されてきた。さらに、幾つかの既知のコンパクト温度送信機は、また、メンテナンス及び／又は診断のために、技術者によって、外部リード線の電子機器モジュールへの取り付けを容易にする外部リード線取り付けクリップを提供する。

本発明に関連する従来技術として、下記の特許文献1および2に記されているものがある。

【特許文献1】米国特許第4,021,094号明細書

【特許文献2】米国特許第5,999,393号明細書